

舗装工（修繕工）（積算編）

秋田県 I C T 活用工事（舗装工（修繕工））実施要領（積算編）

1. 適用範囲

1-1 本資料は、 I C T による舗装工（修繕工）（以下、舗装工（修繕工）（ I C T ））のうち、 I C T 路面切削機によるアスファルト舗装路面の切削作業から概ね切削した舗装厚分を即日で急速施工する作業に適用する。

積算にあたっては、土木工事標準積算基準書（秋田県）（以下、「積算基準」）により行うこととする。

- ・切削オーバーレイ工
- ・路面切削工

1-2 この実施要領（積算編）は、秋田県建設部が所管する建設工事に適用する。

1-3 適用できる範囲

- （1）アスファルト混合物が購入方式の場合
- （2）施工箇所が車道・路肩部の場合
- （3）切削作業がストレートアスファルト、改質アスファルトの場合

1-4 適用できない範囲

- （1）アスファルト混合物がプラント方式の場合
- （2）複数の路面切削機による並列切削作業を行う場合
- （3）施工箇所が歩道部の場合
- （4）排水性舗装（ポーラスアスファルト、開粒度アスファルト）の切削、又は特殊結合材（エポキシ樹脂）及び特殊骨材（エメリー）を含むアスファルト舗装の切削の場合
- （5）排水性舗装の舗設、又は橋面防水工を同時に施工する橋面舗装の場合
- （6）シッククリフト工法、 Q R P 工法等特殊な工法の場合
- （7）路面切削機を使用しない道路打換え工のための舗装版とりこわしの場合
- （8）平均切削深さが 12cm を超えるもの

2. 機械経費

2-1 機械経費

舗装工（修繕工）（ I C T ）の積算で使用する I C T 建設機械の機械経費は、以下のとおりとする。

なお、損料については、最新の「建設機械等損料算定表（秋田県）」によるものとする。

I C T 建設機械名	規格	機械経費	備考
路面切削機	ホイール式・廃材積込装置付・排出ガス対策型（2014年規制） 切削幅 2.0m × 深さ 23cm	損料にて計上	I C T 建設機械経費 加算額は別途計上

2-2 I C T 建設機械経費加算額

I C T 建設機械経費損料加算額は、建設機械に取付ける各種機器及び地上の基準局・管理局の賃貸費用とし、2-1 機械経費で示す I C T 建設機械に適用する。

なお、加算額は、以下のとおりとする。

- （1）舗装工（修繕工）（ I C T ）

対象建設機械：路面切削機
損料加算額：20,000 円／日

2-3 その他

ICT建設機械経費等として、以下の各経費を、共通仮設費の技術管理費に計上する。

2-3-1 システム初期費

ICT建設機械による施工を実施するための現場通信精度確認、ローカライゼーション、ICT建設機械精度確認等、ICT建設機械による施工を行うための必要な初期設定に係る費用及び賃貸業者が行う施工業者への取扱説明に要する費用、貸出しに要する全ての費用として、以下の費用を計上する。

(1) 舗装工（修繕工）（ICT）

対象建設機械：路面切削機

548,000 円／式

※1 工事当たり使用機種毎に一式計上を原則とするが、受注者の責によらず、連続作業でICT建設機械による施工が出来ない場合等については、監督職員と協議のうえ複数計上できるものとする。

3. 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用

3次元起工測量・3次元設計データの作成を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、必要額を適正に積み上げるものとする。

費用の計上について、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとし、発注者は費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とし、受注者から見積の提出がない場合は、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。

また、前工事及び設計段階での3次元データを活用した場合、発注者が貸与する3次元データを活用した場合は、費用計上しないものとする。

なお、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」については、当初設計では計上しない。

4. 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用

舗装工（修繕工）（ICT）における、ICT建設機械の施工履歴データを用いた出来形管理、TS等光波方式を用いた出来形管理、及び地上写真測量を用いた出来形管理の経費は、補正係数を乗じない共通仮設費率及び現場管理費率に含まれる。

5. 施工箇所が点在するICT活用工事の積算について

施工箇所が点在する工事に該当する場合は、土木工事標準積算基準書「第1編第2章 工事費の積算」及び「第1編第11章 施工箇所が点在する工事の積算」により積算するものとする。

6. 土木工事標準積算基準書（秋田県）に対する補正

6-1 単価表の補正（切削オーバーレイ工）

積算基準の「9. 単価表（2）機械運転単価表」にて建設機械に取付ける各種機器及び地上の基準局・管理局の賃貸費用としての「ICT建設機械経費加算額」を以下のとおり加算する。

名称		規格	単位	数量	指定事項
ICT建設機械経費加算額 (切削オーバーレイ工)			日	100/D	7cm 以下 一層舗設 機械損料数量 1.28 7cm を超え 12cm 以下 一層舗設 機械損料数量 1.28 7cm を超え 12cm 以下 二層舗設 機械損料数量 1.28

(注) D : 日当り施工量 (m² / 日)

6-2 単価表の補正（路面切削工）

建設機械に取付ける各種機器及び地上の基準局・管理局の賃貸費用としての「ICT建設機械経費加算額」を以下のとおり加算する。

名称	規格	単位	数量	指定事項
I C T建設機械経費加算額 (路面切削工)		日	100／D	6cm 以下 機械損料数量 1.56 6cm を超え 12cm 以下 機械損料数量 1.38

(注) D : 日当たり施工量 (m²／日)

7. 諸雑費

舗装工（修繕工）（ICT）を実施する場合、諸雑費率を乗じる合計額に、ICT建設機械経費加算額は含めない。

附 則(令和3年9月9日技管-330)

この実施要領は、令和3年10月1日から施行する。

附 則(令和4年9月13日技管-548)

この実施要領は、令和4年10月1日から施行する。

附 則(令和6年9月11日技管-411)

この実施要領は、令和6年10月1日から施行する。

附 則(令和8年1月13日技管-694)

この実施要領は、令和8年2月1日から施行する。